子宮頸がん等予防ワクチン接種のお知らせ

町では次の行政措置予防接種を実施します。お子さんの疾病予防のためにぜひ予防接種を活用してください。

予防接種名	対　象	手続の方法	自己負担額
子宮頸（けい）がん予防ワクチン	中学校1～3年生の女子生徒	保護者の方が、健康保険証、母子健康手帳を持参のうえ、保健福祉総合センターで「接種券」交付の申請を行ってください。	なし
ヒブワクチン	2カ月以上5歳未満	保護者の方が、健康保険証、母子健康手帳を持参のうえ、保健福祉総合センターで「接種券」交付の申請を行ってください。随時交付するほか、乳幼児健康診査および赤ちゃん訪問の際にも申し出により交付します。	1,000円
小児用肺炎球菌ワクチン	2カ月以上5歳未満		1,000円

※接種日現在で寄居町に住所を有することが要件となります。他市町村へ転出した場合は、転出先の市町村へお問い合わせください。

※接種券の交付を受けた方は、町との契約医療機関へ事前に予約をし、接種券・予診票・健康保険証・母子手帳を必ず持参して個別接種を受けてください。また、町との契約医療機関以外で接種された方に接種費用を補助する制度もあります。接種後3カ月以内に、保護者の方が次の書類を持参し、保健福祉総合センターへ申請してください。なお、申請は1回ごとにお願いします。

持参するもの／

・領収書、認印、母子手帳・接種済証など接種の事実が確認できるもの

・通帳などの振込先口座の口座番号・名義人のわかるもの

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

ご参加ください！

歯科イベント

6月4日（月）～10日（日）は「歯の衛生週間」です。この週間にちなみ、町では歯科健康診査や歯周疾患検診、ブラッシング指導、フッ化物塗布などを行います。

歯の健康は子どものころの習慣が大切と言われています。また、歯を失う原因の9割が虫歯と歯周病です。歯の健康づくりのため、ぜひご参加ください。

月日／5月20日（日）

受付時間／午前9時～正午

場所／保健福祉総合センター

費用／無料

内容等／

内　容	対　象	定員	持参するもの
成人歯科健康診査（歯周疾患検診）ブラッシング指導	20歳以上の方	90人	健康手帳、チャレンジポイントカード　健康づくり・チャレンジポイント必須事業です！
幼児歯科健康診査ブラッシング指導フッ化物塗布	幼児（2歳～就学前の6歳児）	140人	母子健康手帳、洗濯バサミ2個、タオル1枚、手鏡、コップ、歯ブラシ、汚れてもよい服装

申し込み／5月7日（月）～18日（金）に、電話で保健福祉総合センターへお申し込みください。

その他／50歳到達者に歯周疾患検診受診の勧奨通知を郵送します。この事業は健康づくり・チャレンジポイント事業です。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

寄居町国民健康保険被保険者の皆さんへ

町の国民健康保険では、加入している方に対して給付や助成事業を行っています。ぜひご活用ください。

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線113）へ。

人間ドック・脳ドックの検診料助成制度

人間ドック

対象／次の要件にすべて該当する方

①寄居町国民健康保険に加入してから1年を経過した方

②受検日当日35歳以上の方

③国民健康保険税を完納または完納見込みの方

④平成24年度内に脳ドック検診を希望しない方

⑤平成24年度特定健康診査（9、10月実施予定）を受診しない方

検診機関／

・埼玉よりい病院（寄居町）

・藤間病院（熊谷市）

・熊谷生協病院（熊谷市）

・深谷市総合健診センター（深谷市）

・埼玉成恵会病院（東松山市）

・小川赤十字病院（小川町）

・本庄総合病院（本庄市）

助成額／25、000円以内

脳ドック

対象／次の要件にすべて該当する方

①～③までは人間ドックの対象と同じ

④平成24年度に人間ドック検診を希望しない方

検診機関／

・埼玉よりい病院（寄居町）

・関東脳神経外科病院（熊谷市）

・磯部クリニック（深谷市）

・小川赤十字病院（小川町）

助成額／25、000円以内

申し込み／随時受け付けていますので、ご希望の方は国民健康保険被保険者証を持参のうえ、保険年金課へお越しください。

※人間ドック・脳ドックは、健康づくり・チャレンジポイント事業です。

出産育児一時金の給付制度

出産育児一時金とは…

被保険者が出産したときに、申請により42万円（もしくは39万円）が支給されます。妊娠週数12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

ただし、他の健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

出産育児一時金の直接支払制度

平成21年10月1日から、出産育児一時金を、原則として町の国民健康保険から分娩医療機関等へ直接支払う仕組みがスタートしました。このため、分娩費用の全額を事前に用意して退院時に支払う必要がなくなりました。この制度を利用する場合は、出産される分娩医療機関等へご相談ください。

※直接支払制度を利用されない方は、出産育児一時金の貸付制度等がありますので、保険年金課にご相談ください。

入院時の食事代の減額制度

町の国民健康保険に加入している方は、入院したときに食事代として、標準負担額を支払います。

ただし、住民税非課税世帯および低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、次の表のように自己負担額が減額となります。

該当すると思われる方は、入院する前に保険年金課へ申請をして「減額認定証」の交付を受けてください。

入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）

一般（下記以外の方）		260円
○住民税非課税世帯	90日までの入院※	210円
○70歳以上で低所得者Ⅱ（注1）	90日を超える入院※	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ（注2）		100円

注1…低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方

注2…低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

※入院日数は、過去12カ月の合計日数です。

国民健康保険に関する手続きを忘れずに

国民健康保険の加入や脱退には、届け出が必要です。社会保険等に加入したときや、会社を退職したり社会保険の扶養でなくなったりして、社会保険等を喪失したときなどは、お早めに手続きをお願いします。

国民健康保険の脱退の届け出に必要なもの

①新たに加入した社会保険被保険者証等

②寄居町の国民健康保険被保険者証

③印鑑

脱退の届け出が遅れると…

○社会保険等に加入した後に、国民健康保険の保険証で医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費をお返しいただくことになる場合があります。

○社会保険と国民健康保険で保険税（料）が二重に徴収されることになります。

国民健康保険の加入の届け出に必要なもの

①退職証明書、離職票、加入していた社会保険等の資格喪失証明書のいずれかひとつ

②印鑑

〈お持ちの方のみ〉

③年金証書（厚生年金や共済年金等を受給している65歳未満の方）

加入の届け出が遅れると…

○保険証が無いため、その間の医療費はいったん全額自己負担になります。

○加入事実発生日（社会保険を喪失した日）から加入するため、保険税をさかのぼって納めなければならなくなります。